



*** よくあるお問い合わせ ***

Q 長期休業（出産や療養等）する場合も掛金を納めないといけませんか？

所定様式で「掛金の中断」を申し出ると、掛金の納付を一時休止できます（休止中は、加入期間として算定されません）。職場復帰後に「掛金の復活」を申し出ると掛金の納付を再開し、加入期間が上乘せできます。

Q 共済の退職手続きをしてから、一時金の給付までにどのくらいの期間がかかりますか？

所定様式を毎月10日までに県社協にお送りいただくと（必着）、翌月25日前後に指定口座に給付しています。届出の送付時期、記入漏れ・間違いなどがあると給付が遅れますのでくれぐれもご注意ください。勤務先により給付金の送金先（事業主か請求者の口座）や支払日が異なる場合がありますので、ご確認をお願いします。

手続きに関するお問い合わせは、勤務先の共済担当者の方までお願いします。

制度に関するお問い合わせは
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内
 TEL.078-242-4635(直) FAX.078-271-3882
 平日 8:45 ~ 17:30

兵庫県民間社会福祉事業職員

退職共済のしおり



社会福祉法人
兵庫県社会福祉協議会

制度の概要

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済は、県内の民間社会福祉事業にたずさわる職員を対象に、平成5年4月にスタートしました。

加入職員のみなさまの福利増進を目的に、加入職員と事業主からお預かりした掛金をもとに、退職一時金を給付します。

加入

加入対象施設・団体 兵庫県内の民間社会福祉施設・団体
加入対象職員 加入対象施設等に常時勤務する職員

掛金

毎月、事業主と加入職員のそれぞれから次のとおり掛金をいただきます。

事業主 … 加入職員の本俸月額 **の1,000分の29**
加入職員 … 加入職員の本俸月額 **の1,000分の29**

※本俸月額とは各施設・団体の給与規程等により基本格付けされた毎年4月1日現在の金額をいいます。
※特殊業務手当が支給されている職員については、特殊業務手当を合算した額を本俸月額とします。
※日額で給与が支給されている職員については日給の21日分をもって本俸月額とします。

例 Aさんの場合

- 本俸月額 158,600円 特殊業務手当 10,000円
- 掛金算出式
(本俸月額+特殊業務手当) ×29/1,000
=(158,600円+10,000円) ×29/1,000
=4,889.4→4,889円 (小数点以下は切り捨て)
- 掛金(月額)
事業主4,889円 加入職員4,889円 合計9,778円

給付金

加入職員の退職時には次のいずれかの給付があります。

1. 退職一時金

加入職員が退職した場合、退職一時金を給付します。

退職一時金の計算式
加入期間における掛金累計額*×退職一時金算定乗率(表1)

※掛金累計額は、加入職員と事業主の負担額の合計額です。

例 Bさんの場合 (5年間勤務して退職)

- 加入期間の掛金累計額 …………… 703,248円
- 退職一時金算定乗率(表1) …………… 0.593
- 退職一時金計算 … 703,248円×0.593=417,026円
- 退職一時金 …………… 417,000円
(100円未満は切り捨て)

例 Cさんの場合 (11年間勤務して退職)

- 加入期間の掛金累計額 …………… 1,602,960円
- 退職一時金算定乗率(表1) …………… 1.090
- 退職一時金計算 … 1,602,960円×1.090=1,747,226円
- 退職一時金 …………… 1,747,200円
(100円未満は切り捨て)

2. 遺族一時金

加入職員が死亡により退職した場合は、遺族一時金を給付します。

遺族一時金の計算式は、退職一時金と同じです。

* * * * *

脱退一時金について

なお、法人が共済契約を解除し、加入職員全員が共済制度を退会する場合は、退職一時金の70%の額を給付します。

※退職一時金の70%の額が、職員掛金累計相当額に満たない場合は、職員掛金累計相当額を給付

表1 退職一時金算定乗率表(抜粋)

年数	月数	0	6
0			0.500
1		0.558	0.563
2		0.567	0.571
3		0.575	0.580
4		0.584	0.589
5		0.593	0.789
6		0.984	0.992
7		0.999	1.007
8		1.014	1.022
9		1.029	1.037
10		1.044	1.067
11		1.090	1.098
12		1.106	1.115
13		1.123	1.131
14		1.139	1.148
15		1.156	1.181
16		1.206	1.215
17		1.224	1.233
18		1.242	1.252
19		1.261	1.271
20		1.280	1.324
21		1.367	1.378
22		1.388	1.398
23		1.408	1.419
24		1.430	1.441
25		1.451	1.462
26		1.473	1.484
27		1.495	1.506
28		1.517	1.529
29		1.540	1.552
30		1.563	1.575
31		1.587	1.599
32		1.610	1.622
33		1.634	1.647
34		1.659	1.672
35		1.684	1.697
36		1.709	1.722
37		1.735	1.748
38		1.761	1.774
39		1.787	1.801
40		1.814	1.828
41		1.841	1.855
42		1.869	1.883
43		1.897	1.911
44		1.925	1.940
45		1.954	

※退職一時金算定乗率は、1カ月単位で定められています。詳細は規程をご覧ください。